

令和5年10月1日からの 難病医療費助成制度の変更に伴うお知らせ

これまでは新規の申請において、「申請日」から医療費助成を開始していましたが、令和5年10月1日からは「重症度分類を満たしていることを診断した日」（重症化時点）まで遡って医療費助成を開始することとなります。

ただし、遡りができる期間は申請日から原則1か月前までとし、入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長3か月までとなります。

(※令和5年10月1日より前への遡りは不可)

申請日以降

指定医療機関に、申請受付時にお渡しする「受付票」を提示していただき、受給者証が発行されるまでの間の医療費について払い戻し等を受けてください。

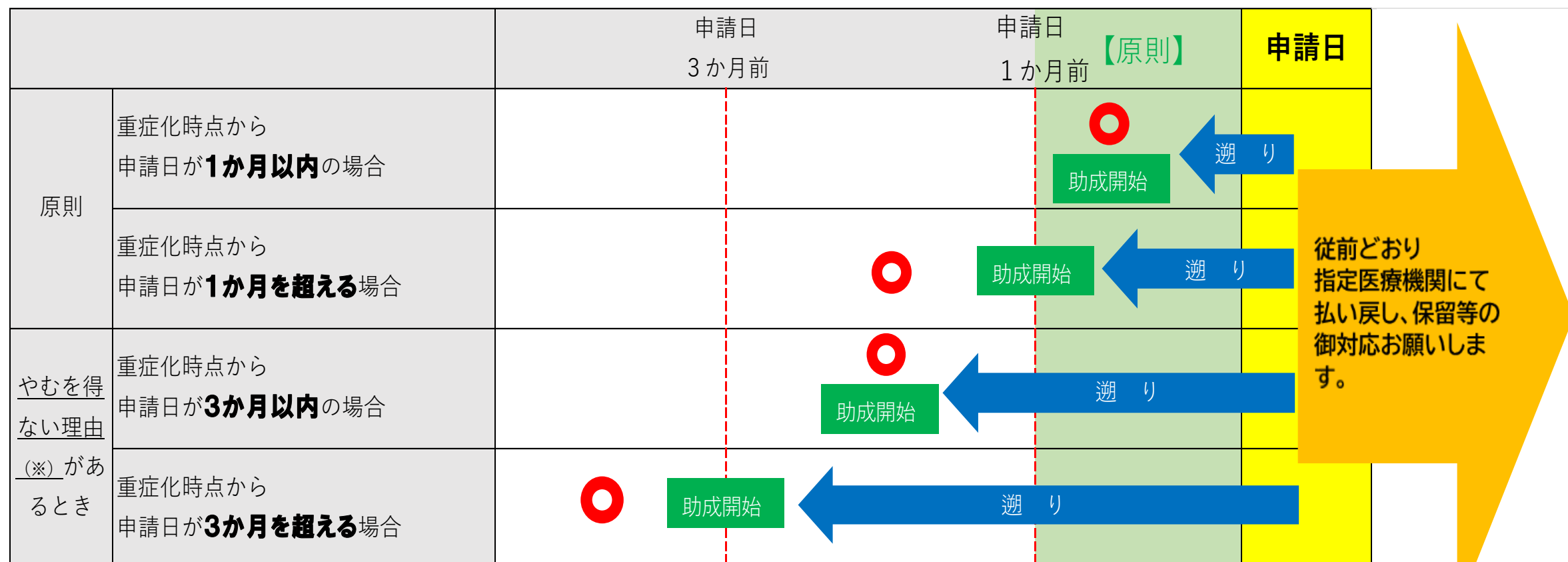
New

遡り期間 (有効期間開始日 ～申請日前日)

受給者証に記載の有効期間開始日（重症化時点）から医療費助成が発生しますので、指定医療機関に提示していただき、申請日前日までに支払った医療費について払い戻し等を受けてください。

(※医療機関での払い戻しが難しい場合は、香川県から払い戻しを行います。)

<遡りイメージ>



(※) 臨床調査個人票の受領に時間を要したため

病状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため 等

※ ○ 重症化時点